

# 「働こう運動」の行きつく先= 一切の職場既得権のハク奪攻撃を許すな



82.3.18  
No. 995

国鉄千葉動力車労働組合  
千葉市要町二一八(動力車会館)  
(鉄電)二九三五(六)公衆電話(五五)七二七〇七

## 東京各組合の支部(分会)長あてに、東京三局長が直接、「職場規律の確立を」と申し入れ・通達(3/4)

\*\*\*\*\*  
別掲資料で明らかのように国鉄当局は、ついに一切の職場慣行・職場既得権の剝奪攻撃を公然としかも大々的に開始した。東京三局長名をもって、去る三月四日付で「職場規律の確立について」なる通達(申入れ)を国労・動労などの各分会長・支部長に直接行ってきたのである。  
\*\*\*\*\*

### 一切の職場既得権の剝奪を許すな

通達の中の「是正改善事項の主なもの」の項でも明らかのように長年の職場闘争・抵抗闘争などの積み上げの中でわれわれ国鉄労働者がかちとってきた職場既得権・職場慣行の一切を「国鉄再建」の名のもとに剝奪しようとしているのである。現場協議の空洞化、職場活動の制限・禁止、一切の既得権の剝奪、勤務の厳正化などわれわれ国鉄労働者に対する全面的な屈服を強要するすさまじい内容である。

### 反動的な「働こう運動」を徹底的に弾劾する

東京三局長が各組合の「地方本部」の頭越しに現場の支部長・分会長に対し直接通達(申し入れ)を出すなどという前代未聞のやり方でも明らかにより、国労・動労中央(および東京地方本部)があらかじめ了承を与え、屈服していることを物語っている。

しかも、この通達が動労中央委員会(3/5)6開催の前日にだされ、出されているにもかかわらず、中央委員会での反動的な攻撃に対して一言もふれられなかったのである。いや、むしろ、この東京三局長による「職場規律の確立」通達と、動労第一一五回定中委「働こう運動」方針の強要は、準備経過も意図も内容もまったく同一同根の一体化したものに他ならない。動労「本部」革マル反動分子の裏切りと屈服国鉄当局との完全一体性は明らかである。「働こう運動」の反動性・反階級性は、もはや満天下に明らかとなつてゐる。

国鉄当局は、東京を突破口に国鉄労働運動の根幹である職場抵抗闘争を一掃し、一切の既得権を剝奪し、国鉄労働運動を一挙に解体し、国鉄産報化をなしとげようとしているのである。まさに「働こう運動」こそは、この恐るべき攻撃の先兵として、進んでこの攻撃に協力・屈服していく路線に他ならないのだ。「働こう運動」を徹底的に弾劾し、国鉄当局に対する怒りに燃えた総反撃へ決起しよう！

昭和57年3月4日

各組合の執行委員長殿

- 日本国有鉄道 東京北鉄道管理局長 山之内秀一郎
- 日本国有鉄道 東京南鉄道管理局長 甲斐邦朗
- 日本国有鉄道 東京西鉄道管理局長 井上六郎

### 職場規律の確立について(申入れ)

御承知の通り、現在、国鉄はその存立を賭けて経営改善計画の完遂をはじめとする経営再建に全力を傾注している重大な時期にあります。その再建を果すためには、国鉄自らの努力は勿論のこと、国民に多大の支援を仰がねばなりません。国鉄が国民の負託に応え得る実績を国民の前に示し、理解と認識を深めて貰うことは欠くことのできない前提であります。職場規律の確立に関する所謂悪慣行等の是正に関しては、かねてより鋭意取り組んできたところでありますが、今日においてもなおお拭きできず国鉄の職場管理問題はまさに国民注視的となり、その早急な改善は国民の最大関心事となっております。

東京三局は我が国の中心部の輸送業務を所掌し、東京三局における職場のあり方は、全国鉄の命運を左右しかねない緊迫した状態にあるといつても過言ではありません。これまでに指摘されたもののみならず、世間の常識として到底容認されえない悪慣行の存在は一切許されません。今国鉄がなすべきことは、自らの自浄能力をもって、直ちに正すべきを正し、あるべき姿に還ること以外にないと考えています。当局としてはこれまでに以上にこれらの是正について不退転の決意をもって対処いたします。

今日の難局に際し相互信頼に基づく正常な労使関係が強く求められています。貴組合においても共通の認識に立ちこの重要性を理解されその対応にあたられるよう申し入れます。

### 是正改善事項の主なもの

1. 勤務関係
  - (1) 突発休の完全自粛
  - (2) ヤミ休暇の全廃
  - (3) 早退・遅刻の完全自粛
  - (4) 日勤務(いわゆるヤミ日勤)の全廃
  - (5) 勤務時間の緩行を是正し実働を充実
  - (6) 随時作業の管理者対応の全廃
  - (7) 年休申込みの適正化
  - (8) 行事以外の職場レクリエーションの自粛
2. 諸給与・手当等
  - (1) 実働の伴わない超勤取扱いの全廃(いわゆる欠員・波動・教育・訓練超勤等)
3. 執務態度の厳正(特に接客に際しての言動)
4. 服装の整正
  - (1) リボン・ワッペン・赤腕章を着用しない
  - (2) ネクタイ・制帽・保護具の着用等
5. 現場協議等の運用を本旨に戻す
  - (1) 付議事項以外の事項は一切対象としない
  - (2) 開催の回数・時間の適正化を図る
  - (3) 支区現協(いわゆるミニ現協)の廃止
6. 管理者の許可のないピラ・横断幕・看板の撤去
7. その他
  - (1) 配転の早期推進
  - (2) 拘束時間内の飲酒の絶滅
  - (3) 特定職場において作業計画遂行上阻害要因となっている悪慣行を早期に是正し、円滑な作業が実現出来るようにする。

以上

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！